

●令和3年度市民参加手続きの実施状況の報告

南九州市みんなのまちづくり参加条例第9条に基づき、市民の皆さんが市民参加が適切に行われているか確認できるよう、令和3年度の市民参加手続きの実施状況を公表します。

	市民参加の対象政策など	政策などの概要	市民参加の方法及び実施状況	担当課
1	市長とまちなかミーティング	市長が市内で活動する市民団体や市民グループと市政及びまちづくりに関する課題や提言等について意見交換を行う。	各種会合 8月～10月 5回開催	総務課
2	南九州市公共施設適正配置計画	「南九州市公共施設等総合管理計画」で示された公共施設のマネジメント実施方針に従い、各施設の実践策等について、今後の具体的手法等を検討するもの。	パブリックコメント 2/21～3/22 意見:0件	総務課
3	新庁舎建設基本構想・基本計画の策定	市民の意見を反映した新庁舎建設基本構想・基本計画を策定する。	①検討委員会(9回開催) ②アンケート 8/26～9/24 回答:1,238件 ③ワークショップ(3回開催) 参加人数:延べ65人 ④パブリックコメント 12/10～1/9 意見:42件	新庁舎建設推進課
4	南九州市中期財政計画	平成30年度から令和9年度までを計画期間とする長期財政計画のうち令和4年度から令和9年度の見直しを行うもの。	パブリックコメント 10/13～11/12 意見:0件	財政課
5	南九州市公共施設等総合管理計画(改訂版)	本市における公共施設等の全体を把握するとともに、公共施設等を取り巻く現状や将来にわたる課題などを客観的に整理し、長期的な管理を目指すことを目的として本管理計画を策定するもの。	パブリックコメント 1/11～2/10 意見:0件	財政課
6	第2期南九州市創生総合戦略	令和2年度から令和4年度までの3年間の期間として策定された「第2期南九州市創生総合戦略」の政策分野ごとの基本目標と施策ごとの重要業績評価指標を達成度により検証・改善するもの。	審議会(1回, 7/20)	企画課
7	南九州市過疎地域持続的発展計画の策定	令和3年度から令和7年度までの5年間の期間とし、過疎地域である本市の自立促進を図るため、具体的な施策を体系的に定めた計画を策定するもの。	①パブリックコメント 9/9～10/8 意見:0件 ②審議会(1回,)10/21	企画課
8	第11次南九州市交通安全計画の策定	市内の交通事故等の状況を踏まえ、交通安全対策基本法第26条第1項の規定により、第11次鹿児島県交通安全計画に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずるべき交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。	パブリックコメント 8/20～9/18 意見:0件	防災安全課
9	子育てしやすいプロジェクト事業計画の策定	令和3年度から令和4年度までの2年間の予定で第1児童館を子育て拠点施設とコワーキングスペースを併設した施設へ改修するための事業計画及び施設改修計画を策定するもの。	①パブリックコメント 1/28～2/28 意見:7件 ②ワークショップ 8/22実施予定だったが、コロナのため中止	福祉課

	市民参加の 対象政策など	政策などの概要	市民参加の方法 及び実施状況	担当課
10	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)の見直し	令和3年3月の鹿児島県農業経営基盤強化促進基本方針の見直しに伴い、育成すべき効率的安定的な農業経営の指標及びこのような農業経営を営む者に対する農用地の利用集積の目標等について市基本構想を見直すもの。	パブリックコメント 11/30～12/29 意見:0件	農政課
11	南九州市自転車活用推進計画	令和4年度から令和8年度までの5年間を期間とし、積極的に自転車を活用したまちづくりを推進するための具体的な施策を体系的に定め、各施策の展開の方向性を明らかにするとともに、令和8年度の目標とする数値・指標を設定するもの。	パブリックコメント 2/1～3/2 意見:7件	商工観光課
12	南九州市景観計画の策定	令和2年から令和3年までの2年間を期間として、景観法に基づき策定するものであり本市の景観づくりの基本計画です。この計画は、市の上位計画である南九州市総合計画に即するとともに、その他の関連計画と整合を図りながら、本市における景観形成に関する基本方針を示したものとして策定します。	①ワークショップ(6回開催) ②協議会(5回開催) ③パブリックコメント 12/10～1/11 意見:0件 ④審議会(1回, 2/18)	都市計画課 (現:都市政策課)
13	第3次南九州市読書活動推進計画の策定	令和3年度から令和6年度までの3年間を期間とし、南九州市教育大綱「教育施策の基本目標の実現に向けた6つの方向性」1学校教育の充実に位置付けられた「⑥読書活動の推進」並びに、2社会教育の充実に位置付けられた「⑤図書館サービスの充実」と鹿児島県教育委員会の「第4次鹿児島県子ども読書推進計画」に基づき、平成29年4月に作成した「南九州市子ども読書推進計画」を改定し、さらに子ども読書活動を推進するもの。	パブリックコメント 10/1～10/31 意見:0件	社会教育課